

## 「水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準の改正案」の概要

今回、水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準(別添参照)として、6種類の農薬に関する基準値を下のよう設定します。

農薬名	基準値
アミスプロロム	3.6 $\mu\text{g} / \text{l}$
エスプロカルブ	15 $\mu\text{g} / \text{l}$
シメトリン	6.2 $\mu\text{g} / \text{l}$
ピラクロニル	3.8 $\mu\text{g} / \text{l}$
メタフルミゾン	5.8 $\mu\text{g} / \text{l}$
ヨードスルフロンメチルナトリウム塩	61 $\mu\text{g} / \text{l}$

## 農薬の登録制度及び水産動植物の被害防止に係る 農薬登録保留基準について

### 1. 農薬の登録制度について

農薬は、農薬取締法に基づき農林水産大臣の登録を受けなければ、これを製造、加工又は輸入してはならないとされており、この登録にあたっては、農林水産大臣は、申請者の提出した資料等に基づく登録検査の結果、申請農薬が次のいずれかに該当する場合はその登録を保留することとなっている（農薬取締法第3条第1項）。

このうち4)から7)までに該当するかどうかの基準（登録保留基準）は環境大臣が定めることとされている（農薬取締法第3条第2項）。

（農薬取締法第3条第1項各号の概略）

- 1) 申請書に虚偽の記載があるとき
- 2) 農作物等に害があるとき
- 3) 通常危険防止対策をとってもなお、人畜に危険を及ぼすおそれがあるとき

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"><li>4) 農作物等への残留が原因となり、人畜に被害が生ずるおそれがあるとき</li><li>5) 土壌への残留により農作物等が汚染され、それが原因となって人畜に被害が生ずるおそれがあるとき</li><li>6) 水産動植物に著しい被害を生ずるおそれがあるとき</li><li>7) 水質汚濁が原因となり、人畜に被害が生ずるおそれがあるとき</li></ol> |
|---|

- 8) 名称が不適切であるとき
- 9) 薬効が著しく劣るとき
- 10) 公定規格が定められているもので、それに適合しないとき

### 2. 水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準

上記の6)に基づく水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準は、生態系保全の観点から平成15年3月に改正し、平成17年4月に施行した。改正後の基準は「農薬が流出し、又は飛散した場合に予測される公共用水域の水中における濃度が、当該種類の農薬の毒性試験成績に基づき環境大臣が定める基準に適合しない場合」と定めている。